

第41回(通算2657回) 例会記録 2015年5月20日(水)

- 司会進行/ 白道 直行
- ロータリーソング/ 君が代・四つのテスト
- 会員卓話/ 前原 博一氏
- メイクアップ/ 渡久地 明・小林 昌道(計2名)

出席報告

会員総数	36名
出席義務会員	35名
出席数	23名
欠席数	12名
出席率	65.71%
通算出席率(5月)	65.71%

本日のニコニコ

	収入	累計
ニコニコBox	¥1,000	¥137,000
コインBox	¥2,609	¥92,334
合計	¥3,609	¥229,334

👧 4/23 製糖終了致しました。4年振りキビ原料8万t台クリアしました。皆様に感謝、感謝です。
(加納 成浩)

会長あいさつ: 上原 秀政



今朝新聞を見ますと、一面トップは石垣市の新庁舎問題が載っていました。現在地、旧空港跡地、現八重山病院跡地の3カ所、大きく分けて防災上の問題が争点になっているようですが、大変な問題だなと感じております。新空港問題というかなり手ごわい問題を乗り越えてきた八重山住民がいろいろ意見を持っている方もいて、その中から1つというのはなかなかまとまらないんじゃないかなという印象を受けています。住民投票となるのか・・・橋下徹大阪市長も大阪都構想というの

を住民投票にかけて過半数を得られなかったと、いうところで引退するんだと言っています。最近では宮古島が伊良部大橋が架かって、全国で無料のものでは最長ということです。要請して40年後に出来たという事で、池間島、伊良部島、来間島の3つに橋が架かった事になります。その是非はともかく、この一致団結の強さというのうらやましい所があります。

会員卓話: 前原 博一氏

テーマ「ふるさと納税とマイナンバーについて」

今回ふるさと納税とマイナンバーについてご説明したいと思います。

「ふるさと納税」は基本的には寄付になります。市町村に寄付をすることによって特産品が戴けたり、所得税、住民税の計算において寄付金控除という優遇措置があります。寄付した方の恩恵が形になって見えますので、人気の高い制度です。自分が応援したい自治体に対して寄付をした場合、受領書を添付して確定申告をすることにより、所得税及び住民税から寄付の一定額が控除される、これは以前からあった寄付の制度でしたが、新たにできた「ふるさと納税」に関しては、寄付をした自治体から特産品のお礼がある事から人気が高いです。もちろん寄付をすると税金が安くなりますが、立場が個人と法人の場合があります。

実際の計算方法、個人の所得税を考えた場合の計算ですが、まず「ふるさと納税」をすると個人だと毎年所得税や住民税を納めますが、ふるさと納税をした金額(寄付した金額)から2,000円を差し引きます。寄付自体は費用として考えます。所得税に関しては寄付した金額から2,000円を差し引いて、実際計算する方の所得税率を掛けた金額が控除されます。住民税に関しては2段階で税金が安くなります。まず基本分は寄付した金額から2,000円を差し引いて10%が控除されます。特例分に関しては寄付した金額から2,000円を差し引いて、(100%-10%-所得税率)を掛けた金額が税額から控除になります。寄付の金額に一定の制限はあります。

例えば、給与収入800万 住民税40万 寄附(ふるさと納税)4万円 どれくらい税金が安く

なるか?

所得税 (4万円 - 2千円) × 20.42% (所得税率) = 7,760

住民税(基本分) (4万円 - 2千円) × 10% = 3,800
住民税(特例分) (4万円 - 2千円) × (100% - 10% - 20.42%) = 26,441

4万円を寄付すると控除額が39,001円になります。所得税に関してはその年税金計算して戻りがあれば還付されますが、住民税に関しては減額になります。4万円寄付して39,000円の税額が安くなって、さらにそれ以上の、特産品が戴ければかなり優遇される規定ではないかと思えます。

「ふるさと納税」すると特産品が送られてきますが、原則は一時所得に該当しますので、課税されます。が、一時所得に関しては特別控除という規定がさらにあります。仮に石垣牛を特産品としてもらいました。時価が所得になります。そこから50万円の特別控除がありますので、相当良い物以外は税金がかかりませんので、特に考える必要はないと思えます。ただ特産品も一時所得になって、課税対象であるという事を頭の隅にでもおいて頂きたいと思えます。

ふるさと納税の改正

「ふるさと納税」をすると原則確定申告をしないといけません。給料をもらっている方だと毎年会社が年末調整して、月々預かった所得税の精算という形で手続きをしますが、ふるさと納税をすると自分で確定申告をするという手続きが原則あるわけです。そうすると給与所得者だと税務署で確定申告をするというイメージはなかなかつかめませんので、新しく「ワンストップ特例制度」ができました。確定申告が不要な給与所得者が「ふるさと納税」を簡素な手続きで行える仕組みが創設(27年の改正)されました。「ふるさと納税」を普及させるために「ワンストップ特例制度」という改正を加えて27年4月1日から、給与所得者が「ふるさと納税」を行う際に、納税先団体に特例の適用に関する申請書を提出することで、確定申告しなくても寄付金控除を受けられる特例的な制度です。

通常は確定申告、寄付者の方がある市町村に「ふるさと納税」をします。そうするとその市町村から確かに寄付を頂きましたという領収書がもらえます。その領収書を基に確定申告書で寄付の控除を受けます。というのが基本的な流れです。

税務署で確定申告をすると申告書内容が市町村に行きます。それで市町村は住民税、寄付をした方の住民税を減額するという手続きが今までのやり方でした。今回の改正の「ワンストップ特例制度」というのは、寄付をした方が、仮に石垣市役所に「ふるさと納税」をしました。後日受領書と申請書が送られてきます。この寄付をした方は申請書を石垣市に提出すると、石垣市が寄付者の住まいの市町村に寄付をしましたという情報を知らせるわけです。そうすることによって確定申告をしなくてもふるさと納税の特例が使えるという仕組みです。

実際石垣島で「ふるさと納税」をすると、1万円以上の寄付をした方が対象となります。ポイント制で特産品がもらえます。という仕組みになっています。各市町村ホームページで特産品がありますというページがあります。特産品も貰って、税金も安くなるというお得な制度です。

続いてマイナンバーについて、27年10月から通知開始されます。このマイナンバー制度、表面上は各個人に番号を付けて社会福祉だったり税、災害対策とかに有効に使える制度であるという事になっていますが、国が個人の財産を管理する事になるだろうという推測もあります。

国民一人ひとりに1つの番号を付ける制度、法人に対しても番号を付けて社会保障だったり、税そして災害対策の分野に効率的に情報を共有して、個人が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。目的としては公平、公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化という事でマイナンバーがスタート致します。マイナンバーがスタートすると企業が関係するのは社会保障、社会保険手続だったり、所得税、職員の年末調整だったり、個人の情報が必要になる場合にマイナンバーを管理してくださいという事が企業に關係する所です。

個人と法人と2つありますが、桁数、個人は12ケタ、法人は13ケタです。通知元は個人は市町村、法人は国税庁長官がそれぞれ平成27年10月1日以降に通知されるはずですが、通知方法として、個人は通知カードが届きます。法人は書面の通知になります。28年1月から個人に関して希望者は個人番号カードが発行できます。これは身分証明書として使える顔写真付きになります。会社のマイナンバーが始まっての注意点は、もちろん職員

の個人番号を管理しないといけないので、管理方法であったり、辞めた方、退職された方の個人番号の保管期限等、ある一定のルール決めをしないと、個人情報になりますので、今までにない作業が出てくるのかなという感じがします。

税理士事務所に関してはマイナンバーが付くと申告書の添付書類、住民票だったり、戸籍だったり、いろんな税金で添付書類がありますが、マイナンバーを書くことによって添付資料が不要になります。そうすると私たちの業務としては楽になるというのがあります。が、やはり年末調整だったり個人の番号をかなりの数扱いますので、セキュリティや社員の教育には番号が漏れないようにマイナンバーの重要性を一人ひとりに認識してもらわないと事故が起こったら大変な事になりますので、マイナンバーの情報を扱うルール決めをしないといけないと思います。

私の個人的な意見ですが、マイナンバー確かに番号を付けると管理しやすいです。マイナンバーを入れると、今は個人口座を新設する際はマイナンバーの登録は任意です。数年後には強制になる

だろうとも言われています。口座を中心に株だったり不動産等にもマイナンバーをつけて行くと1人の方の番号で、この方がどういった資産を持っているかというの一目瞭然で分かるわけです。そうすると特に親子間の金銭の受け渡し、良くある話ですが、親の口座から子の口座に現金を移したとか、そういったのがマイナンバーを登録することによってわかってくるだろうと言われています。確かに有効な制度ですが、裏にはこういったマイナンバーにより資産が丸裸になるという書物もあつたりしますので、すぐではないと思いますが最終的にはそういう所に行きつくのではないかと思います。マイナンバーを登録することによって国税庁が一人ひとりの収入が把握できますので、もしかしたら税理士業もなくなるかもしれない・・・誰がいくらかもっているというのを把握すると1月1日と現金で増えた分だけ税率を掛けるといろんな方法がありますので、もちろん簡単にはいかないと思いますがそういったうわさもちらほら聞きますので、大変な制度だなというのが実感です。

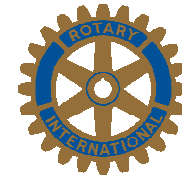
☆・☆・例会風景～☆・☆



＝来週のプログラム＝
 ゲスト卓話 根路銘 敦氏(沖縄分区ガバナー補佐)
 テーマ「石垣ロータリークラブに輝きを」

2015年(平成27年)5月27日(水) 第42回 例会(通算2658)

国際ロータリー第2580地区



THE ISHIGAKI ROTARY

(今月のロータリーレート 1ドル118円) WEEKLY REPORT No. 2555



国際ロータリー会長テーマ

ロータリーに輝きを

Light Up Rotary

ゲイリーC. K. ホアン

石垣ロータリークラブ会長テーマ

真・善・美

2014-15 年度会長 上原 秀政

創立記念日 1962年3月12日 (54周年)



●リュウキュウムラサキ(タテハチョウ科)

オスの表面は金属光沢をした紫色が鮮やかな蝶です。またオスは天気が良い時は樹上などにとまって縄張りを見張っています。

例会日 水曜日 12:30～13:30
 例会場 ホテル日航八重山(0980)83-3311
 事務局 〒907-0013 石垣市浜崎町 1-1-4
 TEL/FAX 0980-83-2917
 URL <http://ishigaki-rotary.jimdo.com>
 E-mail ishiroatary@ninus.ocn.ne.jp

会 長 : 上 原 秀 政
 副 会 長 : 新 賢 次
 幹 事 : 白 道 直 行
 副 幹 事 : 宮 良 薫
 S A A ・ 出 席 : 渡 久 地 明
 情 報 ・ 会 報 : 玉 城 守 雄